

札 空 衛



| | | |
|--------|-----|---------------------|
| 決 裁 | 会 長 | 事務局 |
| | | 事務局 29.1.30 林 |



交通安全第 161号
平成29年1月23日

各賛助会員の長 様

公益社団法人北海道交通安全推進委員会事務局長

飲酒運転根絶緊急対策実施要領について（通知）

交通安全運動の推進につきましては、日頃から特段の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、飲酒運転根絶緊急対策実施要領につきまして、北海道環境生活部長から別添のとおり定めた旨通知があり、更に会員団体等へ周知の依頼がありました。

つきましては、貴団体・企業の職員や構成団体等に周知等をしていただくなど、飲酒運転の根絶に向けて引き続き御協力いただきますようお願い申し上げます。

| |
|---|
| 事業担当グループ |
| 担当：山本 |
| 電話 (011) 221-6666 |
| FAX (011) 221-7873 |
| E-mail safety@slowly.or.jp |

道生第 1909 号
平成 29 年 1 月 17 日

関係機関・団体の長 様

北海道環境生活部長

「飲酒運転根絶緊急対策実施要領」の決定について（通知）

北海道の交通安全対策の推進につきましては、日頃から特段の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、北海道飲酒運転の根絶に関する条例（平成 27 年北海道条例第 53 号、以下「条例」という。）の制定につきましては、平成 27 年 11 月 30 日付け道生第 1702 号で通知したところですが、この度、条例第 16 条に基づき、緊急対策期間の設定及び重点対策地域の指定について、別紙のとおり「飲酒運転根絶緊急対策実施要領」を定めましたので、通知いたします。

道では、この実施要領により、市町村、関係機関・団体と連携し飲酒運転を根絶するための取組を推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

くらし安全局道民生活課
交通安全グループ 笠井
電話 011-231-4111（内線24-170）

飲酒運転根絶緊急対策実施要領概要

1 目的

知事が、飲酒運転の発生状況に鑑み、緊急に飲酒運転を防止するための措置を強化する必要がある場合、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」第16条に基づき、緊急対策期間の設定及び重点対策地域の指定をして、道警察、市町村、その他関係機関・団体と連携協力して飲酒運転根絶の取組を推進し、飲酒運転を防止することを目的とする。

2 緊急対策実施基準

同一（総合）振興局管内又は札幌市内において、飲酒運転を伴うと道警察において判断した交通事故・事件（以下「飲酒事案」という。）の発生が次の基準に達した場合に実施する。

- (1) 飲酒運転を伴う交通死亡事故 ～ 1年以内に複数件発生した場合
- (2) 社会的反響の大きい飲酒事案
- (3) 飲酒運転による逮捕事案 ～ ・振興局：連続した3日間で3件以上
・札幌市：連続した3日間で4件以上
- (4) その他、特に必要と認められる場合

3 対策期間及び延長

(1) 対策期間

概ね7日間

(2) 延長

対策期間中、新たに重大な飲酒事案が発生する等、延長の必要がある場合、7日間以内で延長することができる。

4 対策地域

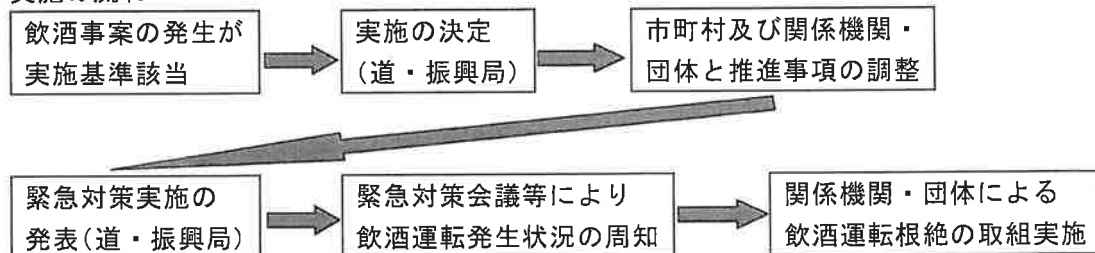
飲酒事案の発生が実施基準に達した地域を包括する（総合）振興局単位で指定するが、札幌市については石狩振興局管内から除き、本庁にて対応する。

5 実施権者

知事又は（総合）振興局長

（札幌市は本庁にて実施、その他は各振興局ごとに実施）

6 実施の流れ



7 緊急対策を実施しない場合

交通死亡事故多発警報、期別交通安全運動等、他の取組と本緊急対策とが重複した場合、本緊急対策は実施しない。（交通死亡事故多発警報等の取組の中で、飲酒運転対策を含めた取組を実施する。）

飲酒運転根絶緊急対策実施要領

1 目的

この要領は、知事が、飲酒運転の発生状況に鑑み、緊急に飲酒運転を防止するための措置を強化（以下「緊急対策」という。）する必要があると認めるとき、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」第16条に基づき、緊急対策期間（以下「対策期間」という。）を設定するとともに、特別の措置を講ずべき重点対策地域（以下「対策地域」という。）を指定して、道警察、市町村、その他関係機関・団体と連携協力しながら飲酒運転を根絶するための取組を推進することで、飲酒運転を防止することを目的とする。

2 緊急対策実施基準

緊急対策については、飲酒運転を伴うと道警察において判断した交通事故・事件の発生が次の基準に該当したとき、発生した地域を包括する（総合）振興局単位で実施するものとする。ただし、札幌市については石狩振興局から除き、本庁対応とする。

- (1) この要領の施行日以降、同一（総合）振興局管内又は札幌市内において、飲酒運転を伴う交通死亡事故が、1年以内に複数件発生した場合。
- (2) 社会的反響の大きい飲酒運転を伴う重大な交通事故・事件が発生した場合。
- (3) 同一（総合）振興局管内において、飲酒運転による逮捕事案が、連続した3日間で3件以上発生した場合。ただし、札幌市については、連続した3日間で4件以上発生した場合。
- (4) その他、特に必要と認められる場合。

3 対策期間

対策期間は、当該交通事故・事件が飲酒運転を伴うものと明らかになった日（道警察から飲酒運転を伴う旨の通知を受けた日）から概ね7日間とし、対策地域を包括する（総合）振興局長が指定する。ただし、札幌市については知事が指定する。

なお、設定した日数を経過したとき、自動的に解除されるものとするが、対策期間内において、新たに重大な飲酒運転を伴う交通事故・事件が発生する等、特に必要と認められる場合は、対策期間を7日間以内で延長することができる。

4 対策地域

対策地域は、飲酒運転を伴う交通事故・事件が発生した地域を包括する（総合）振興局長が、（総合）振興局単位で指定する。ただし、札幌市については石狩振興局から除き、知事が指定する。

5 実施権者

知事又は（総合）振興局長は、実施内容について道警察方面本部長に意見を求めた上で、実施を決定する。

(別表1)

緊急対策実施時の各機関・団体の推進事項

緊急対策期間中は、各機関・団体は以下の推進事項を参考に、道民への周知、広報・啓発事業、街頭指導活動等を実施するよう努めること。

| 各機関・団体名 | 推 進 事 項 |
|--------------------------|--|
| 本庁・(総合)振興局 | <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への発表 ・ホームページによる広報 ・飲酒運転根絶幟旗等による広報 ・関係機関、団体、事業所等への周知 ・道路管理者への道路情報板による啓発依頼（本庁にて実施） ・北海道飲酒運転の根絶に関する条例の周知活動 ・道の駅、観光施設や大型商業店舗等における啓発活動及び飲食店訪問を通じた広報啓発 ・交通安全セットカーによる広報 等 |
| 教育庁・(総合)振興局管内教育局 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒を通じて父母等への注意喚起 ・学校行事等における飲酒運転根絶への取組み 等 |
| 札幌市内所管道警察・(総合)振興局管内所管道警察 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通指導取締活動の強化 ・飲酒運転の状況に関する資料、交通事故分析資料の提供 ・レッド警戒等による警戒活動の強化 ・ホームページ等による広報活動 ・交通情報板、飲酒根絶幟旗等による広報 等 |
| 札幌市・(総合)振興局管内市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌や町内会を通じての周知 ・市町村立小、中、高校を通じた父母等への注意喚起 ・道の駅や観光施設を活用した啓発 ・交通安全セットカー、有線放送等による広報 ・交通指導員等による飲酒運転根絶見廻り活動の強化 ・飲酒根絶幟旗等による広報 ・パトライト作戦の実施 等 |
| 北海道交通安全推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・正会員・賛助団体への周知 ・ホームページ等による広報 ・北海道飲酒運転の根絶に関する条例の周知活動 ・街頭啓発及び飲食店訪問を通じた広報啓発 等 |
| 北海道交通安全協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・レッド駐留警戒 ・飲酒運転根絶に関する取組の強化 ・ホームページ、ラジオ等による広報・啓発活動 等 |
| 北海道安全運転管理者協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・会員への周知と飲酒運転根絶に関する取組の強化 ・従業員に対する飲酒運転防止運動の展開 等 |
| 道路交通情報センター | <ul style="list-style-type: none"> ・広報の実施 等 |
| 運輸関係団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・傘下会員企業への周知 ・従業員に対する飲酒運転防止運動の展開 等 |
| その他関係機関・団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・傘下団体、事業所への周知と飲酒運転根絶に関する取組の展開 等 |

(様式1)

お知らせ

〇〇（総合）振興局管内飲酒運転根絶緊急対策の実施について

平成 年 月 日：

〇〇（総合）振興局

| 項目 | 内容 | 備考 |
|-----------------|---|---|
| 1 緊急対策 実施事由等 | (1) 飲酒を伴う交通事故の発生状況 平成〇年〇月〇日午前・午後〇時〇分ころ 〇〇郡〇〇町字〇〇（国道・道道・市町村道） 大貨×普乗 対向はみ出しによる正面衝突 〇〇歳 男・女 飲酒有り 〇〇歳 男・女 死亡 ※飲酒運転による逮捕事案の発生状況 ・〇月〇日 〇〇市〇〇町 〇〇歳 男・女 逮捕 ・〇月〇日 〇〇市〇〇町 〇〇歳 男・女 逮捕 ・〇月〇日 〇〇市〇〇町 〇〇歳 男・女 逮捕 (2) 緊急対策実施の発表 〇〇（総合）振興局管内における飲酒を伴う交通事故（飲酒を伴う交通事故・事件）の発生が、緊急対策実施基準に達したことから、〇月〇日、〇〇（総合）振興局長名で、管内に〇〇（総合）振興局飲酒運転根絶緊急対策の実施を発表しました。 <p style="text-align: right;">（〇署、〇市〇町〇村）</p> | ※本年の〇〇（総合）振興局における飲酒運転根絶緊急対策は、前回（ / ~ / ）に続く第〇回目 ※緊急対策実施基準 ・死亡事故 1年以内複数回発生 ・飲酒運転逮捕事案3日間で3件以上 |
| 2 対策期間 | 平成〇年〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇） | |
| 3 各機関による推進事項 | (1) 〇〇（総合）振興局 ・関係機関・団体への周知 ・公用車等を活用した啓発活動 (2) 〇〇市町村 ・広報車等を活用した地域住民への周知 ・公共施設等を活用した啓発活動 (3) 〇〇警察署 ・交通違反取締り、レッド走行 (4) 交通安全協会・安管 ・パトライト作戦の実施、広報車による広報 ・事業所訪問、飲酒運転防止指導等 | |
| 4 その他 | | |

(様式2)

お知らせ

札幌市における飲酒運転根絶緊急対策の実施について

平成 年 月 日 :
環境生活部くらし安全局
道民生活交通安全グループ

| 項目 | 内容 | 備考 |
|-----------------|--|---|
| 1 緊急対策 実施事由等 | (1) 飲酒を伴う交通死亡事故の発生状況 平成〇年〇月〇日午前・午後〇時〇分ころ 札幌市〇〇区〇〇 (国道・道道・市町村道) 大貨×普乗 対向はみ出しによる正面衝突 〇〇歳 男・女 飲酒有り 〇〇歳 男・女 死亡 ※飲酒運転による逮捕事案の発生状況 ・〇月〇日 札幌市〇〇区 〇〇歳 男・女 逮捕 ・〇月〇日 札幌市〇〇区 〇〇歳 男・女 逮捕 ・〇月〇日 札幌市〇〇区 〇〇歳 男・女 逮捕 ・〇月〇日 札幌市〇〇区 〇〇歳 男・女 逮捕 (2) 緊急対策実施の発表 札幌市内における飲酒を伴う交通死亡事故(飲酒を伴う交通事故・事件)の発生が、緊急対策実施基準に達したことから、〇月〇日、北海道知事名で、札幌市内に札幌市飲酒運転根絶緊急対策の実施を発表しました。 (札幌市内警察署、札幌市) | ※本年の札幌市における飲酒運転根絶緊急対策は、前回(/ ~ /)に続く第〇回目 ※緊急対策実施基準 ・死亡事故 1年以内複数回発生 ・飲酒運転逮捕事案 3日間で4件以上 |
| 2 対策期間 | 平成〇年〇月〇日(〇)~〇月〇日(〇) | |
| 3 各機関による推進事項 | (1) 北海道 ・関係機関・団体への周知 ・街頭啓発活動 (2) 札幌市 ・広報車等を活用した地域住民への周知 ・公共施設等を活用した啓発活動 (3) 札幌市内警察署 ・交通違反取締り、レッド走行 (4) 交通安全協会・安管 ・パトライト作戦の実施、広報車による広報 ・事業所訪問、飲酒運転防止指導等 | |
| 4 その他 | | |

飲酒運転根絶緊急対策実施に係る事務処理要領

1 目的

飲酒運転根絶緊急対策実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、緊急対策を実施する場合における事務処理要領は以下のとおりとする。

2 実施基準該当の通知

(1) 実施基準該当の検討

ア 道警察本部(以下「道警」という。)は、緊急対策実施基準(以下「実施基準」という。)に該当する交通事故・事件(以下「飲酒事案」という。)が発生した場合、通知可能となった時点(原則、道・道警・道教委の執務日・執務時間内。)で、速やかに環境生活部くらし安全局道民生活課(以下「道民生活課」という。)に対し、事案概要(発生日、発生場所等)を通知する。

イ 通知を受けた道民生活課は、道警に意見を求めた上で、当該事案が実施基準に該当するか否か判断する。

(2) 実施基準該当の通知

ア 飲酒事案の発生が実施基準に達した場合、道民生活課は把握している範囲で様式1(案)を作成し、当該事案が発生した地域を包括する(総合)振興局へ様式1(案)を送付の上、実施基準該当を通知する。ただし、札幌市については石狩振興局から除き、道民生活課において対応する。

イ 実施基準該当の通知は、原則開庁日(道・道警・道教委の執務日・執務時間内。)に行う。

(3) 実施基準該当の考え方

ア 実施基準の例外

原則、事案の発生から3日を超えた後、飲酒事案と判明した場合は、実施基準の該当事案として取り扱わない。ただし、飲酒運転を伴う交通死亡事故については、実施要領中の「2 緊急対策実施基準『(1)』」の「1年以内に複数件発生した場合」の起算対象事案(1件目)には含めるものとする。

なお、実施基準として取り扱わない事案であっても、緊急対策実施の必要性があると判断される場合は、実施要領中の「2 緊急対策実施基準『(4) その他、特に必要と認められる場合』」として、緊急対策を実施する。

イ 飲酒事案の判断

道警から通知がなされていない事案が、飲酒事案として報道された場合、信憑性や、その後の捜査への影響等に配慮し、道警からの通知をもって、飲酒事案として取り扱うものとする。

3 緊急対策実施の決定

道民生活課又は(総合)振興局は、実施基準該当の通知を受けた後、速やかに道警察方面本部(以下「方面本部」という。)に意見(捜査への影響等の確認。)を求めた上で緊急対策実施の是非を決定し、実施する場合は別表1を参考に、関係市町村及び関係機関・団体と推進事

項を調整し、「緊急対策発表資料(様式 1 又は様式 2、報道発表資料)」を作成する。

4 緊急対策実施の発表

道民生活課又は(総合)振興局は、発表の日時・内容等を方面本部へ事前に連絡し、別紙 1 を参考に、報道機関及び関係市町村、並びに関係機関・団体等に対して、方面本部は関係警察署及び関係機関・団体等に対して、速やかに「緊急対策発表資料」を送付し、緊急対策実施を発表する。

5 飲酒運転の発生状況等に関する資料の提供及び取組の推進

- (1) 方面本部は、速やかに飲酒運転の発生状況等に関する資料を、道民生活課又は(総合)振興局に提供する。道民生活課又は(総合)振興局は、提供を受けた資料を確認の上、緊急対策会議を開催する等して、関係市町村及び関係機関・団体等に飲酒運転の発生状況等を周知し、各機関・団体は別表 1 を参考に飲酒運転を根絶するための取組を推進する。
- (2) (総合)振興局は、様式 1 により速やかに道民生活課に対して緊急対策の実施内容を報告し、札幌市にて緊急対策を実施した場合は、道民生活課で様式 2 を作成する。

6 対策期間を延長する場合

- (1) 対策期間内において、新たに重大な飲酒事案が発生する等して、対策期間を延長する必要があると認められる場合、実施権者は本事務処理要領の 3 に準じて対策期間の延長を判断した上で、4 及び 5 に準じた事務処理を行う。
- (2) 対策期間中、道警が取締を強化したことにより逮捕事案が多発した場合等、延長の必要性について判断に迷う場合は、道民生活課に個別相談する。

附則

この要領は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

北海道飲酒運転の根絶に関する条例

平成27年11月30日
条例第53号

北海道飲酒運転の根絶に関する条例をここに公布する。

北海道飲酒運転の根絶に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 飲酒運転を根絶するための施策（第11条—第17条）

附則

多くの道民が北海道の地理的特性などにより車を運転している現状において、我々は、悲惨な交通事故が被害者のみならず加害者にも大きな不幸をもたらすことや、車は危険な乗り物であることを改めて認識しなければならない。「交通死亡事故ゼロ」は、道民全ての願いである。

しかしながら、道路交通法の改正などにより厳罰化が図られたにもかかわらず、平成26年7月13日には、3人の尊い命が奪われるなど、相次ぐ死亡事故の原因ともなっている飲酒運転が後を絶たない。

このため、道民一人一人が、飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を持ち、飲酒運転の防止のために自主的に行動するとともに、道民にその規範意識を定着させるための実効性のある取組が必要である。

一日も早く北海道から飲酒運転を根絶し、道民にとって安全で安心して暮らすことができる社会が実現されるようたゆまぬ努力をすることを決意し、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、飲酒運転の根絶に関し、基本理念を定め、道、道民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的に推進し、もって道民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲酒運転 酒気を帯びて車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号に規定する軽車両をいう。以下同じ。）を運転する行為をいう。
- (2) 飲酒運転を根絶するための社会環境づくり 道民及び事業者等による飲酒運転の根絶に向けた自主的な活動、道、市町村並びに道民及び事業者等による飲酒運転を許さない社会環境の整備その他飲酒運転を根絶するために必要な取組をいう。
- (3) 飲食店営業者 設備を設け、酒類を提供して客に飲食させる営業を行う者をいう。
- (4) 酒類販売業者 酒税法（昭和28年法律第6号）第9条第1項の規定により酒類の販売業免許を受けた者をいう。
- (5) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。
- (6) 代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する自動車運転代行業者をいう。
- (7) アルコール健康障害 アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）第2条に規定するアルコール健康障害をいう。

（基本理念）

第3条 飲酒運転の根絶は、全ての道民が「飲酒運転をしない、させない、許さない」という認識の下に、飲酒運転をしないこと、飲酒運転を行うおそれのある者に対し車両又は酒類を提供しないこと及び飲酒運転に係る車両に同乗しないことを基本として、推進されなければならない。

2 飲酒運転の根絶は、道、市町村、道民及び事業者の適切な役割分担による協働により社会全体で推進されなければならない。

3 飲酒運転を根絶するための社会環境づくりは、事業者、家庭、学校、地域住民、行政その他の関

係するものの相互の連携協力の下、社会全体で行われなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念にのっとり、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、前項の施策を実施するに当たっては、国、市町村その他の関係する機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。

3 道は、市町村が飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、助言その他の支援を行うものとする。

(道民の責務)

第5条 道民は、飲酒運転をしてはならない。

2 道民は、車両を運転することが見込まれる場合には、飲酒をしてはならない。

3 道民は、飲酒運転が重大な事故を起こす蓋然性が高く、かつ、重大な違法行為であること及び飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深めなければならない。

4 道民は、道が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するものとする。

5 道民は、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに努めるものとする。

6 道民は、飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見した場合には、飲酒運転を制止するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業のための車両の運行に当たっては、その従業員に飲酒運転をさせてはならない。

2 事業者は、その従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、道が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するものとする。

4 事業者は、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに努めるものとする。

(飲食店営業者及び酒類販売業者等の責務)

第7条 飲食店営業者及び酒類販売業者は、当該飲食店営業者が酒類を提供した者又は当該酒類販売業者が酒類を販売した者（以下これらを「来店者」という。）の見やすい場所に飲酒運転の防止に関する文書を掲示することその他の飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 飲食店営業者及び酒類販売業者（以下この条において「飲食店営業者等」という。）並びにこれらの従業員は、来店者が飲酒運転をするおそれがある場合には、これを制止するよう努めるものとする。

3 飲食店営業者等は、それぞれの営業時間に係る地域の状況を勘案し、来店者への情報提供等タクシー事業者及び代行業者と連携して飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに努めるものとする。

4 業として建物を管理する者であって飲食店営業者等に対してその店舗の用に供する場所を提供するものは、来店者等の見やすい場所に飲酒運転の防止に関する文書を掲示すること、当該飲食店営業者等にその店舗において飲酒運転の防止に関する啓発を行うよう要請することその他の飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(タクシー事業者及び代行業者の責務)

第8条 タクシー事業者及び代行業者は、道民に対し、飲酒運転の防止のため、自らの事業を利用すべき旨の広報活動に努めるものとする。

2 タクシー事業者及び代行業者並びにこれらの従業員は、その事業の利用者が飲酒運転をするおそれがある場合には、これを制止することその他の飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(イベント等を主催するものの責務)

第9条 イベント等（多数の者が集合する催しをいう。以下この条において同じ。）を主催するものは、そのイベント等における酒類の提供又はイベント等に参加する者による飲酒が想定される場合には、そのイベント等に参加する者に対し、飲酒運転の防止に関する啓発その他の飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通報)

第10条 道民は、飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見した場合には、その旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

2 飲食店営業者及び酒類販売業者並びにこれらの従業員は、来店者が飲酒運転をしていることを確認した場合には、その旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

- 3 タクシー事業者及び代行業者並びにこれらの従業員は、その事業の利用者が飲酒運転をしていることを確認した場合には、その旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

第2章 飲酒運転を根絶するための施策

(基本方針)

第11条 知事は、飲酒運転の根絶に関する施策の総合的な推進を図るため、次に掲げる事項を定めた基本方針を策定するものとする。

- (1) 飲酒運転の根絶に係る道民の意識の高揚及び啓発活動に関する基本的な事項
- (2) 飲酒運転を根絶するための推進体制に関する基本的な事項
- (3) その他飲酒運転を根絶するために必要な事項

2 知事は、前項の基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(飲酒運転の予防及び再発の防止のための措置)

第12条 道は、飲酒運転の予防及び再発の防止のため、アルコール健康障害対策基本法第20条の規定に基づき、アルコール健康障害を有する者（アルコール健康障害を有していた者を含む。）及びその家族に対する相談支援等を推進するものとする。

2 道は、飲酒運転の再発の防止のため、飲酒運転をした者に対し、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定により設置された保健所等によるアルコール健康障害に関する保健指導を受けるよう促すとともに、当該飲酒運転をした者に係るアルコール関連問題（アルコール健康障害対策基本法第7条に規定するアルコール関連問題をいう。）の状況に応じた指導、助言、支援等を行うものとする。

(教育及び知識の普及等)

第13条 道は、飲酒運転の根絶に係る道民の意識の高揚を図るため、飲酒運転の根絶に関する教育、アルコール健康障害等の飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識の普及その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 道は、小学校、中学校、高等学校その他の教育機関が児童、生徒等の発達段階に応じて生命を大切にすることその他の飲酒運転の根絶に関連する教育を児童、生徒等の家族及び地域関係者と協力して行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 道は、観光客その他の滞在者による飲酒運転を防止するため、これらの者に対する啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 道は、飲酒運転の根絶を図るため、道民に対し、飲酒運転の状況その他の飲酒運転に関する情報を提供するものとする。

(飲酒運転根絶の日)

第15条 道民が飲酒運転の根絶に関する理解及び関心を深めることができるよう、7月13日を飲酒運転根絶の日とし、道及び道民等は、一体となって飲酒運転を根絶するための取組を行うものとする。

(緊急対策期間及び重点対策地域)

第16条 知事は、飲酒運転の発生状況に鑑み緊急に飲酒運転を防止するための措置を強化する必要があると認めるときは、緊急対策期間を設定し、当該緊急対策期間において、公安委員会、市町村その他関係機関と連携協力して飲酒運転を根絶するための取組を推進するものとする。

2 知事は、前項の規定による緊急対策期間の設定に当たっては、飲酒運転を根絶するために特別の措置を講ずべき地域を重点対策地域として指定するものとする。

(年次報告)

第17条 知事は、毎年、飲酒運転の状況及び飲酒運転の根絶に関して講じた施策の概況を議会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成27年12月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後必要に応じ、飲酒運転の状況及び飲酒運転の根絶に関して講じた施策の実施の状況等を勘案し、飲酒運転の根絶に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。